

2-3 水象

対象事業による水象への影響の事後調査は、表 6-2-3 に示す内容で計画する。
調査期間は、工事着手から供用後 2~3 年とする。

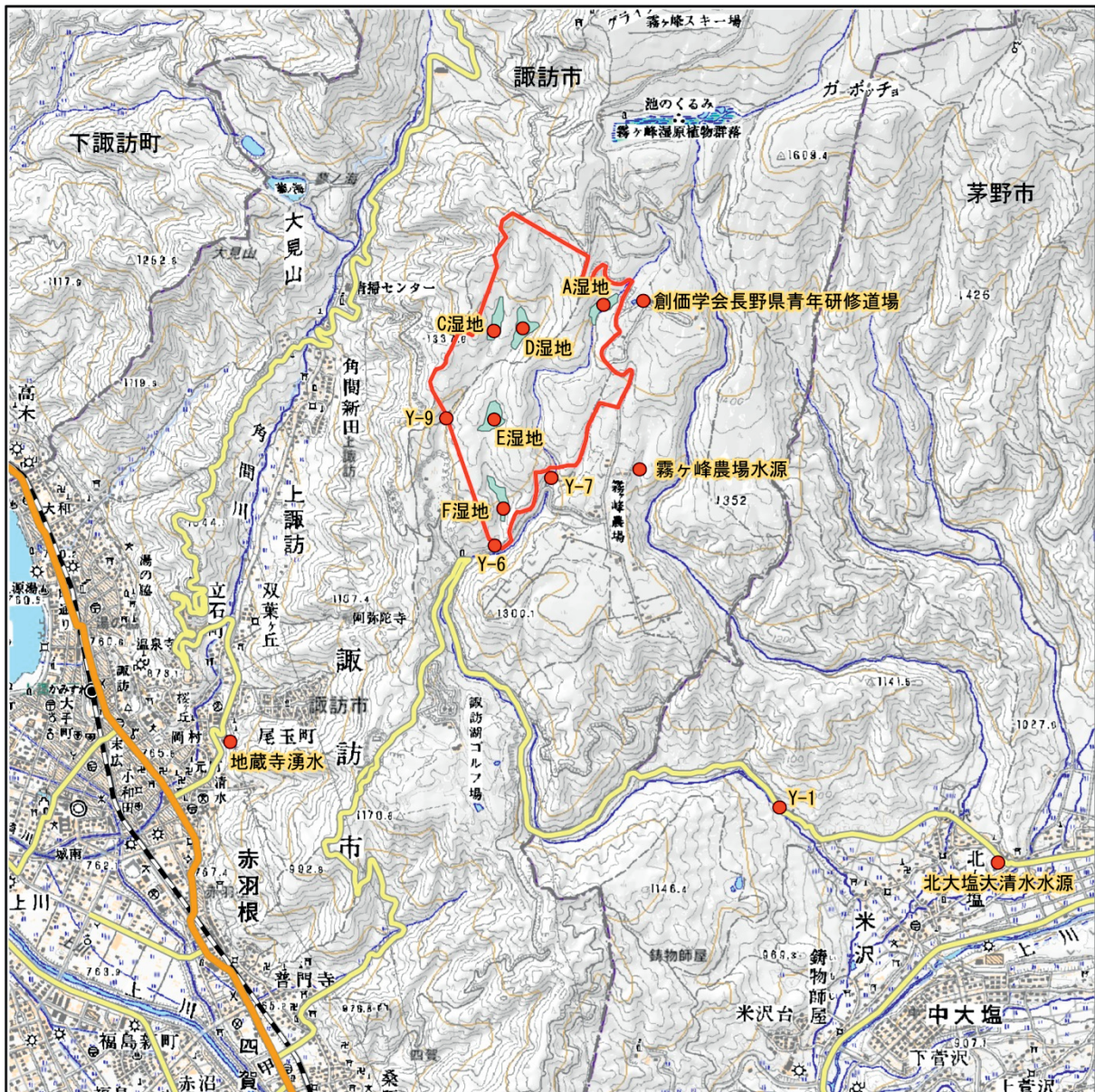
表 6-2-3 水象の事後調査計画（工事及び存在・供用による影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
湿地水文環境 (水位、水温)	連続観測	自記水位・水温計設置による連続観測	湿地 5 地点
河川流量・水温	連続観測	自記水位・水温計設置による連続観測	河川流末 4 地点
湧水等流量	連続観測	自記水位計設置による連続観測	北大塩大清水水源、霧ヶ峰農場水源、地藏寺湧水の 3 地点
井戸水位	連続観測	自記水位計設置による連続観測	創価学会長野県青年研修道場の井戸 1 地点

湿地については、対象事業実施区域内に存在するすべての湿地を対象とした。

河川流量に関しては、事業の実施による影響が把握できる地点として対象事業実施区域の下流の地点を想定し、各調整池の直下、及び対象事業実施区域を含む流域の下流にあたる地点を対象とした。影響の想定されない上流側は対象としない。

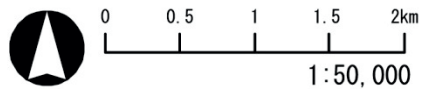
湧水については、事業地周辺及び下流の代表的な湧水等で、連続観測が可能な地点を対象とした。主な涵養域が対象事業実施区域と重ならないと想定される阿弥陀寺湧水、殿様水湧水は対象としない。また、南沢水源は地藏寺湧水で代表させた。



凡例

- 対象事業実施区域
- 湿地位置
- 水象事後調査地点

図 6-2-3
水象事後調査地点図



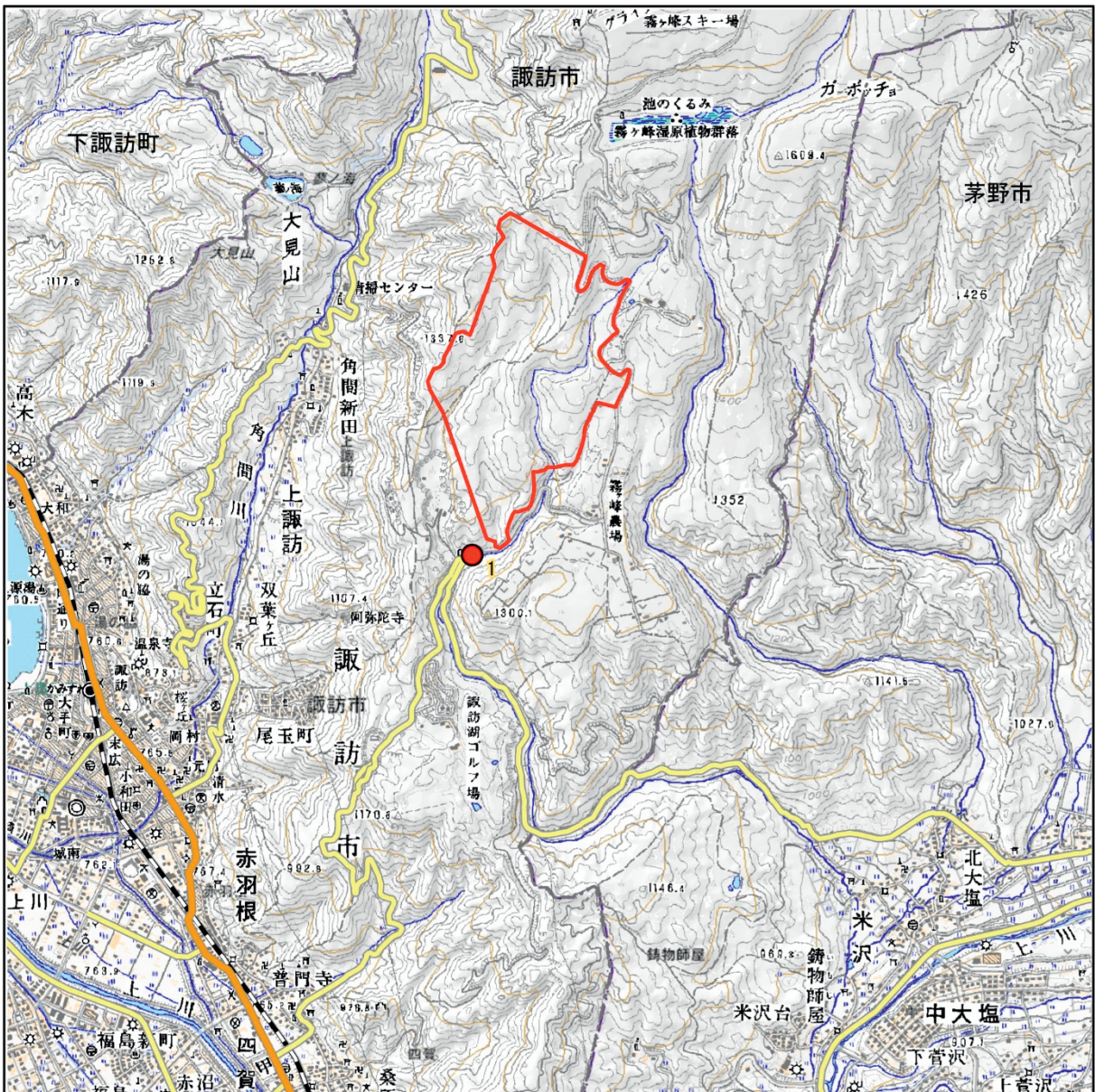
2-4 土壌汚染

対象事業による土壌汚染の事後調査は、表 6-2-4 に示す内容で計画する。調査項目は、水道法に基づく基準項目とし、工事中及び供用後における河川水質への影響を把握するために現地調査を行う。

調査期間は、工事着手から供用開始後 2～3 年までの期間とする。

表 6-2-4 水質の事後調査計画

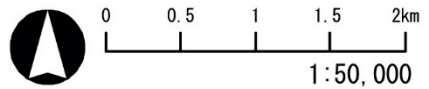
調査項目	環境 保全措置	調査頻度	調査方法	調査地点
河川水質 (水道法に基 づく基準項 目)	河川水質の監 視	工事中 1 回、 供用後 1 回/年	「水質基準に関する省令」 の規定に基づき厚生労働 大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)	計画地の直下 の河川の 1 地点



凡例

- 対象事業実施区域
- 土壌汚染事後調査地点

図 6-2-4
土壌汚染事後調査地点図



2-5 植物

対象事業による植物への影響の事後調査は、表 6-2-5 に示す内容で計画する。
調査期間は、工事着手から供用後 3~5 年までの期間とする。

表 6-2-5 植物の事後調査計画

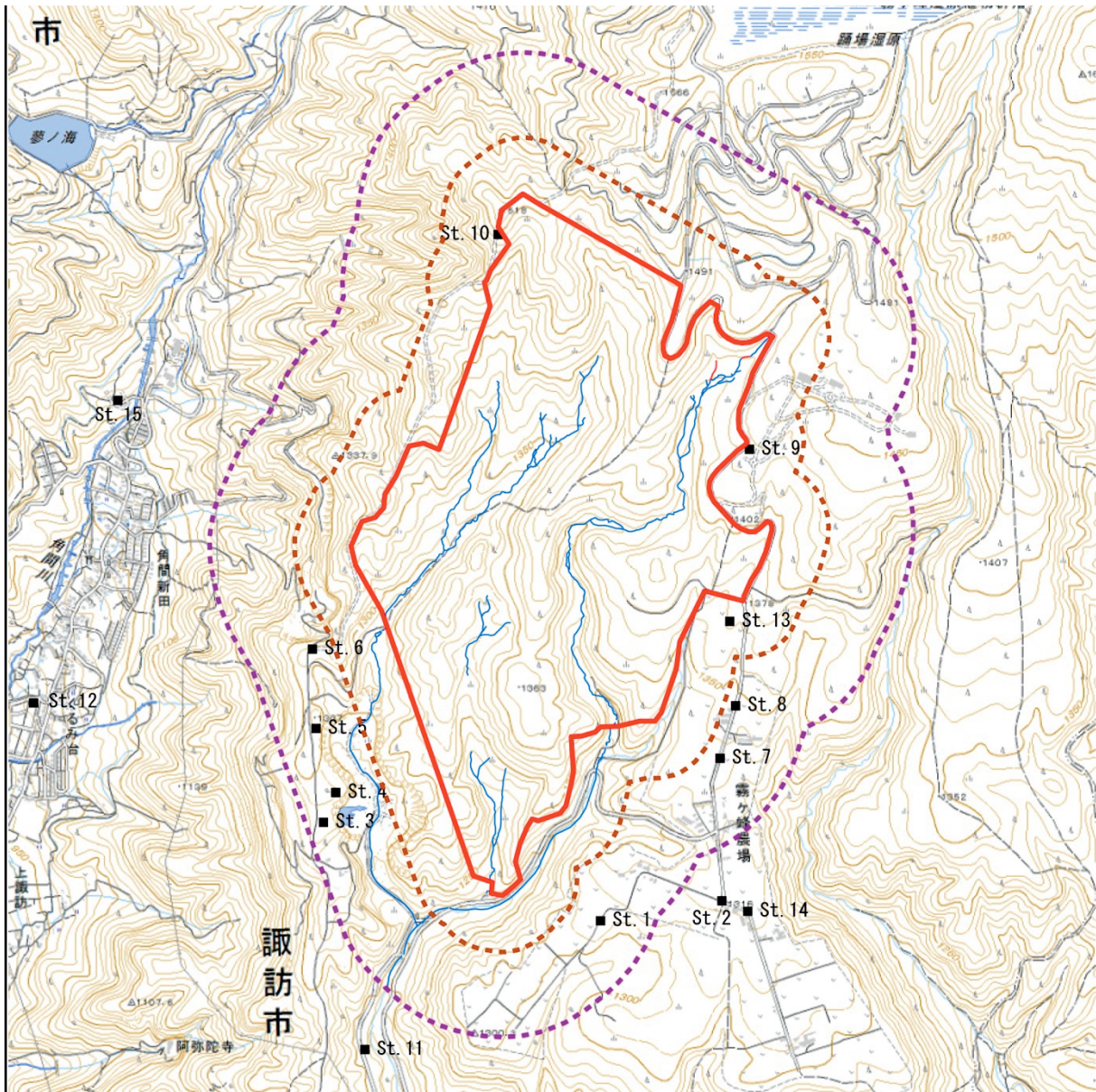
調査項目		環境 保全措置	調査頻度	調査方法	調査地点
・注目すべき種 ・注目すべき 群集・群落		湿地水位 低下の最 小化	水質調査 (pH、EC、湿地水位、 濁り等) 4月~12月 (1回/月)	注目すべき 種、注目すべ き群集・群落 の生育確認	各湿地及びその 周辺環境
			植生調査 6月~9月 (1回/月)		
		外来種の 侵入抑制	外来種の生育期間 (1回/年)	外来種の生育 確認	工事及び管理用 道路周辺等
注 目 す べ き 種	サクラソウ、セン ブリ、ミヤコアザ ミ、ヒトツボクロ	個体の 移植	移植対象種の生育期間 (移植後、1年目、3年目、 5年目)	移植個体の生 育確認	各個体の移植地 点及びその周辺 環境

2-6 動物

対象事業による動物への影響の事後調査は、表 6-2-6 に示す内容で計画する。
調査期間は、工事着手から供用後 3~5 年までの期間とする。

表 6-2-6 動物の事後調査計画

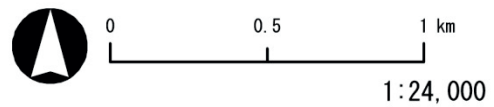
調査項目		環境 保全措置	調査頻度	調査方法	調査地点
注 目 す べ き 種	ハイタカ、ノスリ	保全区域 の設定等	繁殖期である 11月~7月 (1回/月)	定点観察法	対象事業実施区 域及び営巣地周 辺
	ニホンジカ	フェンス 高の調整	通年	自動撮影	対象事業実施区 域
	ホシチャバネセ セリ、アカセセ リ、ヒメヒカゲ、 カタキンイロジ ョウカイ	湿地水位 低下の最 小化	春季~夏季 (1回/年)	直接観察	各湿地及びその 周辺環境



凡 例

- 対象事業実施区域
- 動物調査地域(哺乳類・希少猛禽類以外)
- 哺乳類・希少猛禽類調査地域
- 定点位置

図 6-2-5
動物事後調査地点図



2-7 生態系

対象事業による生態系への影響の事後調査は、表 6-2-7 に示す内容で計画する。
調査期間は、工事着手から供用後 3～5 年までの期間とする。

表 6-2-7 生態系の事後調査計画

調査項目		環境 保全措置	調査頻度	調査方法	調査地点
指標種	ハイタカ、ノスリ (上位性)	保全区域 の設定等	繁殖期である 11 月～7 月 (1 回/月)	定点観察法	対象事業実施区 域及び営巣地周 辺
	湿性植物 (特殊性)	保全区域 の設定等	植物相、移植個体のモニタリングは、2-4 植物の項に準ずる。 湿地の水位や濁水のモニタリングは、2-5 水質及び 2-6 水象の 項に準ずる。		

第3節 事後調査結果の報告等

3-1 事後調査報告書の提出期限及び提出先

事後調査を行う時点は、「建設工事に伴う影響が最大となる時期」及び「施設の稼働が通常の状態に達した時点」の2時点である。

事後調査結果報告は「建設工事に伴う影響が最大となる時期」及び「施設の稼働が通常の状態に達した時点」の各調査が完了した時点で速やかに行う。

事後調査報告書は県知事に提出する。

3-2 事後調査報告書の公表・公開の方法

事後調査結果は、事後調査報告書としてとりまとめ、公表・公開する。

公表・公開場所は、諏訪市・茅野市の関係部署とする。また、株式会社L o o o pのホームページにおいても公表・公開する。

3-3 環境保全目標が達成できない場合の対応

事後調査の結果、本事業の影響により環境保全目標が達成できない場合には、速やかにその原因を究明し、必要に応じて専門家の助言・指導を仰ぎつつ、環境保全措置の追加・見直し並びに追加・見直した環境保全措置を踏まえた予測及び評価を行う。

